

お知らせ

窓口サービス NEWS

住基カード 無料交付

証明書類 自動交付

住民票 宅配サービス

窓口での 本人確認



お問合せ先

市民課
☎6511、FAX2566
浅井支所市民福祉課
☎4355、FAX3215
びわ支所市民福祉課
☎5253、FAX2211

住民基本台帳カードの無料交付

次のことが可能となる住民基本台帳カードの無料交付を4月1日から実施しています。カードを作って、いろんなサービスをご利用ください。

- 全国の市区町村で広域交付住民票が取得できます。
- 証明書自動交付機サービスを利用できます。
- シュッセカードのポイントサービス機能を設定できます。
- 公的個人認証サービス（電子証明書）を設定できます。など

※住民基本台帳カードとは
住基カードと呼ばれ、各市町村で交付が受けられる安全性に優れたICカードです。また、顔写真付きの住基カードは本人確認のための身分証明書になります。
有効期限は発行日から10年間です。

証明書類の自動交付(夜間・休日)

住民票や印鑑登録証明書といった証明書類を自動交付する機械を本庁の玄関ホールに設置しています。「住基カード」があれば、申請書を書く必要がなく、スムーズに証明書類が入手できます。また、平日の時間外や休日でもご利用いただけます。

- 交付書類 住民票(写)、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書
- 交付時間 平日 午前8時30分～午後8時
休日 午前8時30分～午後5時15分(年末年始除く)

外出が困難な人に宅配サービス

対象は、①と②の両方に該当する人です。

- ①肢体不自由・視覚不自由で1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けておられる人、または要介護・要支援認定を受けておられる人
- ②一人で外出することが困難な一人暮らしの人、または世帯員すべてが満65歳以上の高齢世帯の人

- 宅配書類 戸籍謄抄本・住民票(写)・国民健康保険被保険者証など
- 受付時間 開庁日の午前8時30分～午後4時30分
- 申請方法 申請方法は本人申請が原則ですが、病気などで本人申請が難しい場合には、本人が指定する代理の方でも申請ができます。電話またはファックスでの申請を受けております。

窓口での本人確認がルールに

法改正にともない、個人情報の保護と第三者のなりすましによる虚偽の届出を防ぐため、窓口での本人確認を必ず行うこととなりましたので、ご理解とご協力をお願いします。

- 本人確認が必要となる届出等
戸籍の届出(婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知)
住民異動届(転入・転出・転居・世帯変更)
各種証明書(戸籍謄抄本・住民票(写)など)の交付申請
- 提示いただく本人確認の書類例
運転免許証・旅券(パスポート)・顔写真付きの住基カード・健康保険証・介護保険証・後期高齢者医療被保険者証など

お知らせ

申告により

昨年(平成19年)の所得が減って所得税が課税されなくなったみなさまへ

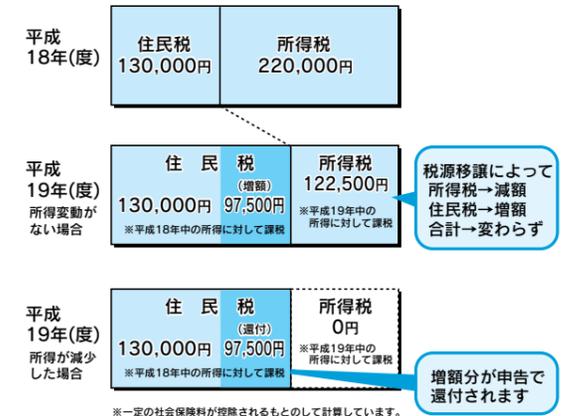
住民税が還付されます!!

国から地方への税源移譲にともなう平成19年度市県民税の増額分は、通常、平成19年分の所得税が減ることによって調整されています。

しかし、退職などにより平成19年中の所得が大きく減少し、所得税がかからなくなった場合は、この調整ができなくなるため、経過措置として、申告により平成19年分市県民税を税源移譲前までの税額まで減額し、納付済みの差額分を還付することになります。

なお、該当すると思われる人には、市から6月下旬に手続きについて通知をさせていただいています。

所得変動のモデルケース (夫婦給与収入500万円の場合)



手続き

申告期間：7月1日～7月31日

申告先：平成19年1月1日現在

お住まいの市町村

※転居された人は、申告先をお間違えないように！

申告書：所定の減額申告書

申告後、還付の対象になるか審査を行い、その結果を通知します。適正な審査を行うためには収入の確認等が必要となることから、結果通知までに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

対象者

次の1と2の両方の条件を満たす人が対象となります。

- 平成19年度市県民税の課税所得金額(申告分離課税除く)
>平成18年分所得税と人的控除額の差の額
- 平成20年度市県民税の課税所得金額(申告分離課税含む)
≤平成19年分所得税との人的控除額の差の額
※人的控除には、扶養控除、配偶者特別控除、障害者控除、基礎控除などがあります。

次の人は経過措置の対象になりません。

- ①平成19年中に亡くなられた人や、海外勤務などで平成20年1月1日現在国内におられない人
- ②住宅ローン控除などの税額控除によって、平成19年分所得税が課税されなくなった人

固定資産税、市県民税を第1期納付書で納めていただいた人へ(口座振替、前納の人は関係ありません。)

納付書(第2期、第3期、第4期分)をまとめて送付します

次の点にご注意を!!

- ①第2期の納付書から順番に切り離し、金融機関等で納付してください。
- ②第3期、第4期もまとめて送付しておりますので、各納期限までに忘れずに納付をお願いします。
- ③納期限内であれば、いつでも納付していただけます。
※なお、第3期、第4期を先に納付されても、第2期が納期限を過ぎて未納であれば督促状が発送されますのでご注意ください。

	納 期 限		
	第2期	第3期	第4期
固定資産税	7月31日	10月31日	1月5日
市県民税	9月30日	12月1日	2月2日

このページに関するお問合せは、税務課(☎6523)へ。